

議案第 7 4 号

前橋市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の改正について

令和 5 年 6 月 1 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

前橋市福祉作業所の設置及び管理に関する条例（昭和 6 1 年前橋市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

前橋市地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例

第 1 条中「福祉作業所（以下「作業所」という。）」を「地域活動支援センター」に改める。

第 2 条の表以外の部分中「作業所」を「地域活動支援センター」に改め、同条の表を次のように改める。

名 称	位 置
前橋市地域活動支援センターこころ	前橋市朝日町三丁目 2 1 番 1 4 号
前橋市地域活動支援センターおおご	前橋市堀越町 6 0 7 番地 1
前橋市地域活動支援センターみやぎ	前橋市鼻毛石町 2 2 7 1 番地 8
前橋市地域活動支援センターかすかわ	前橋市粕川町前皆戸 1 9 4 番地 1
前橋市地域活動支援センターふじみ	前橋市富士見町小沢 1 1 7 番地 4

第 3 条各号列記以外の部分中「作業所」を「地域活動支援センター」に改める。

第 4 条第 1 項及び第 2 項第 2 号中「作業所」を「地域活動支援センター」に改め、同条第 3 項中「及びこの条例に基づく規則」を削り、同項及び同条第 4 項中「作業所」を「地域活動支援センター」に改める。

第 5 条中「について」を「に関し」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。